【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年２月12日
【四半期会計期間】	第68期第３四半期 (自　平成26年10月１日　至　平成26年12月31日)
【会社名】	第一中央汽船株式会社
【英訳名】	DAIICHI CHUO KISEN KAISHA
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員　　薬 師 寺 正 和
【本店の所在の場所】	東京都中央区新富二丁目14番４号
【電話番号】	03(5540)1924
【事務連絡者氏名】	経理部長　上 野 善 法
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区新富二丁目14番４号
【電話番号】	03(5540)1924
【事務連絡者氏名】	経理部長　上 野 善 法
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第67期 第３四半期 連結累計期間	第68期 第３四半期 連結累計期間	第67期
会計期間		自　平成25年４月１日 至　平成25年12月31日	自　平成26年４月１日 至　平成26年12月31日	自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日
売上高	(百万円)	124,745	119,595	165,155
経常損失（△）	(百万円)	△5,998	△6,885	△8,584
四半期（当期）純損失（△）	(百万円)	△12,256	△583	△15,429
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	△11,314	△1,657	△14,870
純資産額	(百万円)	17,337	20,618	13,781
総資産額	(百万円)	162,894	144,178	160,580
１株当たり四半期（当期）純損失金額（△）	(円)	△47.87	△2.19	△60.26
潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益金額	(円)	―	―	―
自己資本比率	(%)	10.0	13.5	7.9

回次		第67期 第３四半期 連結会計期間	第68期 第３四半期 連結会計期間
会計期間		自　平成25年10月１日 至　平成25年12月31日	自　平成26年10月１日 至　平成26年12月31日
１株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額（△）	(円)	△2.84	15.08

(注) １　当社は四半期連結財務諸表を作成しているので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２　売上高には、消費税等は含まれておりません。
３　潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式は存在するものの、１株当たり四半期（当期）純損失であるため、記載しておりません。

２ 【事業の内容】

当第３四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

第２ 【事業の状況】

１ 【事業等のリスク】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(１)当第３四半期累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」からの重要な変更があった事項は以下のとおりであります。

重要な訴訟等のリスク

当社が、荷主との間で締結した航海用船契約（貨物輸送契約）によって委託を受けた鉄鉱石の海上運送のため、中国のChina National Chartering Corp.（以下、「船主」という）から一航海定期用船（借船契約）した貨物船「オーシャン・ビクトリー」号が、平成18年10月24日、荷揚港の鹿島港外にて座礁、その後、平成18年12月27日に全損になったことに伴い、船主(改称：China National Chartering Co.Ltd.)が、定期用船者である当社に対して、定期用船契約で定められた、安全港、安全岸壁提供に関する不履行があると主張、平成22年６月21日に同船の全損に係わる損害賠償請求を提起いたしました。

平成25年７月30日、当社に対し、損害賠償約１億37百万ドル及び金利約28百万ドル並びに訴訟費用の支払いを命じる第一審判決が言い渡されたため、当社はこの判決を不服として直ちに英国控訴院（以下、第二審裁判所）に対し控訴し、当社には定期用船契約上の不履行はないとして争ってまいりました。

平成27年１月22日、第二審裁判所は、当社の控訴を認容して第一審判決を取り消し、船主に対して、当社が本件訴訟に費やした訴訟費用を支払うよう命じました。

なお、本判決に対して、船主は、英国最高裁判所に上告の許可を申し入れることができ、上告が提起され、上告審において再び審理されることとなった場合、本判決の内容が維持されるよう適切に対応してまいります。

(２)当社グループでは、海運市況の低迷の長期化が想定を超えたため、業績が大幅に悪化し、前連結会計年度に続き、当第３四半期連結累計期間においても、65億78百万円の営業損失を計上しております。これにより、当社グループが将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下、「重要事象等」という）が存在しております。

なお、当該重要事象等を改善するための具体的な対応策については「３ 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 ２．事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策」に記載しております。

２ 【経営上の重要な契約等】

当第３四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

３ 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

１．提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容

(１)業績の状況

当第３四半期連結累計期間（平成26年４月１日から平成26年12月31日まで）における世界経済を概観いたしますと、米国経済は個人消費や設備投資等の底堅い内需を背景に着実な景気回復が続きましたが、欧州経済は停滞が継続し、中国をはじめとする新興国におきましては軒並み成長が鈍化しました。わが国経済につきましては、消費税増税後、個人消費が低迷し、企業の設備投資意欲も慎重であり、先行き不透明な状況が継続しております。また、為替相場では円安が大きく進行し、原油相場では急激に価格が下落いたしました。

外航海運市況は、ケープ型（主に約15万重量トン超）において、期初に１万８千ドルレベルだったものが、１万ドルを割り込むレベルまで下降、その後10月下旬から11月上旬にかけて一度は２万ドル台半ばレベルまで上昇したものの、再び下落を続け年末には３千ドル台と史上最安値に近いレベルとなりました。中小型船型におきましては、インドネシアの鉱物資源の禁輸による船腹需要減少の影響を受け、また新造船供給圧力が大きく、特にパナマックス型は、殆ど上昇のきっかけすらなく、年間を通じて市況は低迷しました。一方、内航海運におきましては、旺盛な建築関連需要による原材料輸送ならびに石炭火力発電需要を受けて燃料輸送が堅調に推移しました。

このような状況のもと、当社グループは、平成26年３月に策定した新中期経営計画に基づき、資本増強を行うことで財務基盤を強化し、保有船の売却及び用船解約等を実行して経営の安定化を図る一方、全船型で減速運航を徹底し、一般管理費の削減に取り組んでまいりましたが、海運市況低迷の影響を受け、当第３四半期連結累計期間の業績につきましては、売上高1,195億95百万円（前第３四半期連結累計期間比51億50百万円、4.1%減）、営業損失65億78百万円（前第３四半期連結累計期間は51億65百万円の営業損失）、経常損失68億85百万円（前第３四半期連結累計期間は59億98百万円の経常損失）となりました。また、平成22年６月21日（現地時間）に提起されていた「オーシャン・ビクトリー」号の全損に関する訴訟については、平成25年７月30日（現地時間）に出された第一審判決の不当性を、英国控訴院における控訴審（以下、第二審）で訴えておりましたが、平成27年１月22日（現地時間）に当社の控訴を認容し第一審判決を取り消す第二審判決が言い渡されました。そのため、第一審判決に基づき計上した訴訟損失引当金57億63百万円を取り崩し、訴訟損失引当金戻入額57億63百万円を特別利益に計上いたしました結果、四半期純損失は５億83百万円（前第３四半期連結累計期間は122億56百万円の四半期純損失）となりました。

なお、前述の訴訟に関しましては、第二審判決に対して訴訟の相手先は、英国最高裁判所に上告の許可を申し入れることができ、上告が提起され、上告審において再び審理されることとなった場合においても、本判決の内容が維持されるよう適切に対応してまいります。

また、セグメントの業績は、次のとおりであります。

(外航海運業)

外航海運業につきましては、売上高1,071億41百万円と前第３四半期連結累計期間比58億37百万円、5.2%減少、営業損失は73億49百万円（前第３四半期連結累計期間は59億23百万円の営業損失）となりました。

専用船部門

専用船部門におきましては、ケープ型（主に約15万重量トン超）による国内外製鉄会社向け鉄鉱石・石炭輸送を主な事業としております。その事業に大きな影響がある世界の鉄鋼生産は中国に牽引されて順調に伸びておりケープ型の需要は今後も増加すると予想されております。平成26年７月から12月の世界粗鋼生産量は前年同期比約20百万トン増の約８億８百万トンとなり、そのうちわが国は前年同期比ほぼ同量の55百万トン、生産量世界一の中国は前年同期比約１8百万トン増の約４億４百万トンとなりました。しかしながら、平成26年10月から12月のケープ型市況は当初強気の見方が多く上昇が期待されましたが実際には、10月に１万２千ドルレベルで始まり10月下旬から11月上旬にかけ一時期２万６千ドルレベルまで上昇したものの、その後は下落を続け年末には３千ドル台と史上最安値に近いレベルまで下げる事態となりました。市況が下落した原因としては、中国の環境規制の強化による輸入石炭量の減少、各主要港における滞船の解消、さらにはブラジル大手シッパーの超大型鉱石船の竣工等により依然として船腹過剰感が残ったことに加え、中国経済成長への鈍化懸念が市場心理を過剰に冷やしたと考えられます。

このような状況下、国内外の顧客からの中長期契約の獲得による収益の安定化に努め、用船市況の高い水域・航路への配船や、インド向け貨物との組み合わせによる効率配船、各船の減速運航のさらなる深度化を実施するなど収益の向上に努めましたが、市況の下落をカバーできず損失を計上することとなりました。

油送船部門

油送船部門におきましては、タンク容量78,500立方メートルの大型ＬＰガスキャリアを長期貸船契約に投入しております。

不定期船部門

中型不定期船分野（約５万重量トンから約10万重量トンまで）につきましては、石炭専用船とパナマックス型（約８万重量トン）を中心とした国内電力会社向けの一般炭輸送、また、パナマックス型及びハンディマックス型（約５万重量トン）による国内製鉄会社及び一般産業向け鉄鉱石、石炭輸送やインド、中国、豪州向けの石炭、鉄鉱石、非鉄鉱石の三国間輸送を中心に営業を展開しました。春先から回復が期待されていた市況も、中国の国内景気が減速し、鋼材やセメントの生産の伸びも鈍化、また政府主導による石炭価格市場調整や大気汚染防止を目的とした石炭輸入の削減もマイナス要因として働きました。一方、パナマックス型の新造船供給圧力は依然大きく、需給ギャップは拡大し、殆ど上昇のきっかけすらないまま市況は低迷しました。ハンディマックス型は緩やかな上下は有ったものの比較的安定して推移しましたが、支配船腹のコストをカバーするまでのレベルに達することはありませんでした。このような状況下、引き続き減速運転の実施等によるコストの低減と効率配船に努めましたが、前年同期の損失額の規模を縮小させることはできませんでした。

小型不定期船分野(約４万重量トンまで)におきましては、各水域における適正船腹の配分、アジア・米州の効率配船強化、燃料油調達港の厳選、減速運航によるコスト低減により採算の向上に努めましたが、長引く市況低迷により、前年同期比減収となり損失を計上しました。

東南アジア、中国、ロシア地域を中心とする近海不定期船分野（約２万重量トンまで）は、100%子会社の第一中央近海㈱にて、鋼材、セメント、石灰石等の輸出貨物、石炭、合板、原木等の輸入貨物の集荷強化や、三国間輸送を組み入れた効率配船、減速運航による燃料削減並びに運航費削減に積極的に取り組んだ結果、利益を確保できました。

専用船関係では、セメント専用船は順調に稼働し、前年同期比増益となる一方、石炭灰専用船は当初計画通りの稼働率となり、前年同期並の利益を計上しました。

(内航海運業)

内航海運業につきましては、売上高81億57百万円と前第３四半期連結累計期間比２億円、2.4%減少し、営業利益は４億22百万円と前第３四半期連結累計期間比55百万円、11.5%減益となりました。

内航部門では、各種専用船並びに一般貨物船により、石灰石、セメント、石炭、砕石、穀物、雑貨等を国内需要家向けに輸送しております。専用船につきましては、原子力発電所の稼働停止が継続し引き続き石炭火力発電所の高い稼働率により石炭専用船は、順調に稼働しましたが、天候不順及び現場職工の不足等によりセメント需要は停滞したためセメント専用船の稼働率は低下しました。また、一般貨物船におきましては、前年度に発生した消費税増税前の駆け込み需要の反動に加え、消費税増税に伴う国内民需の停滞により荷動きは低調に推移し、さらに原油価格は下落したものの燃料油価格は依然として高止まり状態にあり厳しい環境は続きましたが、効率的な配船・運航に努めた結果、前年同期比減収減益となったものの、引き続き利益を確保することができました。

(その他)

当社グループでは、主力の海上輸送事業を支えるため、また事業多角化の一環として、船舶管理業、船用品等商品販売業、荷敷用木材販売業、不動産賃貸業を営んでおります。

その他事業につきましては、売上高49億18百万円(前第３四半期連結累計期間比８億29百万円、20.3%増加)、営業利益は３億45百万円(前第３四半期連結累計期間比68百万円、24.6%増加)となり、総じて所期の目標に沿い着実に運営されており、グループ経営基盤の強化と効率の追求に寄与しております。

（２）財政状態の分析

資産の部は、前連結会計年度末に比べ164億２百万円減少（前連結会計年度末比10.2%減少）し、1,441億78百万円となりました。流動資産は74億82百万円減少（前連結会計年度末比14.6%減少）し、固定資産は89億20百万円減少（前連結会計年度末比8.2%減少）となりました。流動資産の減少は、主に「現金及び預金」の減少64億28百万円によるものであり、固定資産の減少は、主に「船舶」の売却等による減少81億９百万円によるものであります。

負債の部は、前連結会計年度末に比べ232億39百万円減少（前連結会計年度末比15.8%減少）し、1,235億60百万円となりました。これは、主に「短期借入金」の減少30億12百万円、「長期借入金」の減少96億29百万円及び「訴訟損失引当金」の減少57億63百万円によるものであります。

純資産の部は、欠損の填補による「資本剰余金」の減少164億95百万円、四半期純損失５億83百万円を計上したものの、第三者割当による増資払込み及びそれと同時に行った減資並びに欠損の填補による「利益剰余金」の増加244億12百万円により、前連結会計年度末比68億36百万円増加（前連結会計年度末比49.6%増加）し、206億18百万円となりました。

これにより、自己資本比率は、前連結会計年度末の7.9%から13.5%へ増加いたしました。

（３）事業上及び財務上の対処すべき課題

「１ 事業等のリスク」に記載のとおり、当社グループにおきましては、当第３四半期連結累計期間において、重要事象等が存在しておりますが、当該重要事象等を解消すべく、「３ 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析　２．事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策」に記載した対応策を順次とり進めております。

（４）研究開発活動

該当事項はありません。

２．事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

当社グループは、不定期船航路を中心とする海上運送事業を行っており、当社を中心として国外及び国内の輸送事業を展開しておりますが、外航海運市況の低迷が想定より長期化しているため、前連結会計年度に続き、当第３四半期連結累計期間におきましても65億78百万円の営業損失、68億85百万円の経常損失となり、後述のとおり訴訟損失引当金戻入額57億63百万円を計上したものの５億83百万円の四半期純損失となりました。この長期の業績の低迷の要因は、海運市況が継続して低迷し、収益が圧迫されているためであり、市況対比割高なコストの用船契約の解約や保有船舶の売却等による適正な船隊規模への縮小を進めつつも、現在の海運市況の低迷が今後も続き、経営改善策が順調に進まなければ、営業損失が継続し、その結果資金繰りにも懸念が生じるおそれがあります。

そのため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

そこで、当社グループは、このような事象又は状況を解消又は改善すべく、平成24年11月に発表した中期経営計画の目標を受け継ぐ新たな中期経営計画を平成26年３月に策定し、次のとおり現在順次取り進めております。

(1) 市況リスクの低減のための施策

①用船契約の解約等による船隊の縮小

②小型船型へウェイトシフト及び中長期の貨物契約、貸船契約獲得による市況リスクの低減

大型船型の外航海運市況並びに中古船の売買市況が回復した局面では、市況リスクの低減を図るべく、今後も新規の中長期貸船契約の成約による収入の固定化、保有船舶の売却及び用船契約の解約等を継続して実施しており、本年１月に大型船１隻の引き渡しを完了し、本年２月には大型船１隻および小型船１隻の引き渡しを完了しております。

(2) コスト削減策の強化及び継続

①減速運航の強化による燃料消費量削減の継続

②一般管理費削減の継続

③船用品・潤滑油等の船費の削減の継続

④港費等の運航費削減の継続

なお、当社グループの近海不定期船事業の第一中央近海株式会社への事業集約につきましては平成26年４月１日付にて完了し、さらに第三者割当による総額85億円のＤ種種類株式の発行による資本増強につきましても平成26年７月８日に実行しております。

また、平成22年６月21日（現地時間）に提起されていた「オーシャン・ビクトリー」号の全損に関する訴訟については、平成25年７月30日（現地時間）に出された第一審判決の不当性を、英国控訴院における控訴審（以下、第二審）で訴えておりましたが、平成27年１月22日（現地時間）に当社の控訴を認容し第一審判決を取り消す第二審判決が言い渡されました。

これに伴い、第一審判決に基づき計上した訴訟損失引当金の計上根拠が消滅したため、同引当金を取り崩し、訴訟損失引当金戻入額57億63百万円を特別利益に計上しております。

第３ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,213,000,000
A種種類株式	31,400,000
B種種類株式	31,400,000
C種種類株式	31,400,000
D種種類株式	8,500,000
計	1,213,000,000

(注) 定款において種類別の発行可能株式総数は、普通株式は1,213,000,000株、A種種類株式は31,400,000株、B種種類株式は31,400,000株、C種種類株式は31,400,000株、D種種類株式は8,500,000株と定めております。ただし、発行可能株式総数と種類別の発行可能株式総数の合計との一致については、会社法上要求されていないため、発行可能株式総数の計は1,213,000,000株と定めております。

② 【発行済株式】

種類	第３四半期会計期間末現在発行数(株)(平成26年12月31日)	提出日現在発行数(株)(平成27年２月12日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	323,358,057	348,635,832	東京証券取引所(市場第一部)	単元株式数1,000株
A種種類株式（当該種類株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。）	31,400,000	31,400,000	―	(注)３、４、５
D種種類株式（当該種類株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。）	8,500,000	8,500,000	―	(注)３、４、８
計	363,258,057	388,535,832	―	―

(注) １ 当社は、資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、会社法第108条第１項第３号に定める内容について普通株式と異なる定めをした議決権のないA種種類株式、B種種類株式、C種種類株式及びD種種類株式についての定めを定款に定めております。

２ 提出日現在発行数には、平成27年２月１日から四半期報告書を提出する日までのA種種類株式及びD種種類株式の転換による増減は含まれておりません。

３ 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

(1) 普通株式の株価の下落により取得価額が下方に修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加します。

(2) 取得価額の修正の基準及び修正頻度

① 修正の基準

取得価額修正日に先立つ45連続取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引の終値の平均値（円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入）となります。但し、A種種類株式については、取得価額修正日における時価が、82円（以下「上限取得価額」という。）を上回る場合には上限取得価額を修正後取得価額とし、46円（以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には下限取得価額を修正後取得価額とします。また、D種種類株式については、取得価額修正日における時価が、72円を上回る場合には上限取得価額を修正後取得価額とし、36円を下回る場合には下限取得価額を修正後取得価額とします。

② 修正の頻度

平成27年２月７日以降の毎年２月７日及び８月７日

(3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

① 取得価額の下限

Ａ種種類株式については46円であり、Ｄ種種類株式については36円であります。

② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

918,719,803株

(4) 当社の決定によるＡ種種類株式及びＤ種種類株式の全部又は一部の取得を可能とする旨の条項はありません。

4　行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。

(1) Ａ種種類株式に係る当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての所有者と当社との間の取決めはありません。

(2) Ｄ種種類株式に係る当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項については、平成26年11月７日以降平成27年２月６日までの間は、取得価額の合計額が累計で47億円を超えない限度においてのみ、普通株式対価取得請求をすることができ、また、平成27年２月７日以降、保有するＤ種種類株式の一部又は全部（以下「転換対象株式」という。）につき普通株式を対価とする取得請求権（以下「本転換請求権」という。）の行使を希望する場合、その都度本転換請求権を行使する予定の日の５営業日前までに(ⅰ)当該転換対象株式の数、及び、(ⅱ)当該本転換請求権の行使予定日を、㈱商船三井に対し書面で通知（以下「転換予定通知」という。）するものとし、当該転換予定通知に記載された転換対象株式数を上限とし、かつ当該転換予定通知に記載された行使予定日から１ヶ月以内の期間においてのみ、本転換請求権を行使できるものとする旨、取り決めております。

(3) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者と当社との取り決めについて、Ａ種種類株主との間では取り決めはありません。Ｄ種種類株主との間では、当社の普通株式の空売りを行わない旨、取り決めております。

5　Ａ種種類株式の内容は次のとおりであります。

(1) 単元株式数は1,000株とする。

(2) 議決権

① 株主総会の議決権

Ａ種種類株式を有する株主（以下「Ａ種種類株主」という。）は、株主総会において議決権を有しない。

② 種類株主総会の議決権

当社が、会社法第322条第１項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、Ａ種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。また、当社が、Ａ種種類株式の募集事項の決定又はその委任を行う場合においては、Ａ種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(3) 剰余金の配当

① Ａ種期末配当金

当社は、剰余金の期末配当を行うときは、当該剰余金の期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録されたＡ種種類株主又はＡ種種類株式の登録株式質権者（Ａ種種類株主と併せて以下「Ａ種種類株主等」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（普通株主と併せて以下「普通株主等」という。）に先立ち、Ａ種種類株式１株につき、Ａ種種類株式１株当たりの払込金額相当額（但し、Ａ種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記②に定める配当年率（以下「Ａ種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（以下「Ａ種期末配当金」という。）の配当を行う。但し、当該基準日の属する事業年度においてＡ種種類株主等に対して下記③に定めるＡ種中間配当金を支払ったときは、その額を控除する。なお、Ａ種期末配当金に、各Ａ種種類株主等の保有に係るＡ種種類株式の数を乗じた金額に１円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

② Ａ種優先配当年率

Ａ種優先配当年率は、2.00%とする。

③ Ａ種中間配当金

当社は、剰余金の中間配当を行うときは、当該剰余金の中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録されたＡ種種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、Ａ種種類株式１株につき、Ａ種期末配当金の額の２分の１を上限とする金銭の剰余金の配当を行う。

④ 非参加条項

Ａ種種類株主等に対して、Ａ種期末配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第８号ロ若しくは同法第760条第７号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

⑤ 非累積条項

ある事業年度においてＡ種種類株主等に対して行う剰余金の配当の額がＡ種期末配当金の額に達しないとき、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

⑥ 優先順位

Ａ種種類株式、Ｂ種種類株式、Ｃ種種類株式及びＤ種種類株式の剰余金の配当（累積未払Ｄ種優先配当金の配当を含む）の支払順位は、同順位とする。

(4) 残余財産の分配

① 残余財産の分配
当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種種類株式１株につき、A種種類株式１株当たりの払込金額相当額（但し、A種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主の保有に係るA種種類株式の数を乗じた金額に１円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
② 非参加条項
A種種類株主等に対して、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。
③ 優先順位
A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式及びD種種類株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。
(5) 普通株式を対価とする取得請求権
① 普通株式対価取得請求権
A種種類株主は、平成27年２月７日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記②に定める数の普通株式の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとする（以下「普通株式対価取得請求」という。）。
当社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該A種種類株主に対して普通株式を交付するものとする。
② A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数
A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の数に払込金額相当額（但し、A種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を取得価額で除して得られる数とする。また、株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に１株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第３項に定める金銭の交付は行わない。
③ 取得請求受付場所
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
④ 取得請求の方法
取得請求をしようとするA種種類株主は、当社の定める取得請求書に、当該取得請求に係るA種種類株式の数その他必要事項を記載したうえ、上記③に記載する取得請求受付場所に提出しなければならない。
⑤ 取得請求の効力発生
A種種類株式の取得の効力は、取得請求書が上記③に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生し、当社は、A種種類株式を取得し、当該取得請求をしたA種種類株主は、当社がそのA種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。
⑥ 普通株式の交付方法
当社は、A種種類株式の取得の効力発生後、当該取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。
(6) B種種類株式及びC種種類株式を対価とする取得請求権
① 種類株式対価取得請求権
A種種類株主は、A種種類株式の払込金額の払込みが行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記②に定める数のB種種類株式及びC種種類株式を対価として、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとする（以下「種類株式対価取得請求」という。）。
当社は、当該種類株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに、法令の許容する範囲内において、当該A種種類株主に対してB種種類株式及びC種種類株式を交付するものとする。
② A種種類株式の取得と引換えに交付するB種種類株式及びC種種類株式の数
A種種類株式の取得と引換えに交付するB種種類株式及びC種種類株式の数は、それぞれ種類株式対価取得請求に係るA種種類株式の数に1.0（但し、A種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる数とする。
③ 取得請求受付場所及び取得請求の方法等
(5)③乃至⑤の規定は、本項による種類株式対価取得請求の場合に準用する。
(7) 譲渡制限
A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。
6　B種種類株式の内容は次のとおりであります。
(1) 単元株式数は1,000株とする。
(2) 議決権
① 株主総会の議決権
B種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）は、株主総会において議決権を有しない。
② 種類株主総会の議決権
当社が、会社法第322条第１項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、B種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。また、当社が、B種種類株式の募集事

項の決定又はその委任を行う場合においては、Ｂ種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(3) 剰余金の配当

① Ｂ種期末配当金

当社は、剰余金の期末配当を行うときは、当該剰余金の期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録されたＢ種種類株主又はＢ種種類株式の登録株式質権者（Ｂ種種類株主と併せて以下「Ｂ種種類株主等」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（普通株主と併せて以下「普通株主等」という。）に先立ち、Ｂ種種類株式１株につき、Ｂ種種類株式１株当たりの下記(4)①に定めるＢ種残余財産分配額（但し、Ｂ種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記②に定める配当年率（以下「Ｂ種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（以下「Ｂ種期末配当金」という。）の配当を行う。但し、当該基準日の属する事業年度においてＢ種種類株主等に対して下記③に定めるＢ種中間配当金を支払ったときは、その額を控除する。なお、Ｂ種期末配当金に、各Ｂ種種類株主等の保有に係るＢ種種類株式の数を乗じた金額に１円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

② Ｂ種優先配当年率

Ｂ種優先配当年率は、2.00%とする。

③ Ｂ種中間配当金

当社は、剰余金の中間配当を行うときは、当該剰余金の中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録されたＢ種種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、Ｂ種種類株式１株につき、Ｂ種期末配当金の額の２分の１を上限とする金銭の剰余金（以下「Ｂ種中間配当金」という。）の配当を行う。

④ 非参加条項

Ｂ種種類株主等に対して、Ｂ種期末配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第８号ロ若しくは同法第760条第７号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

⑤ 非累積条項

ある事業年度においてＢ種種類株主等に対して行う剰余金の配当の額がＢ種期末配当金の額に達しないとき、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

⑥ 優先順位

Ａ種種類株式、Ｂ種種類株式、Ｃ種種類株式及びＤ種種類株式の剰余金の配当（累積未払Ｄ種優先配当金の配当を含む）の支払順位は、同順位とする。

(4) 残余財産の分配

① 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、Ｂ種種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、Ｂ種種類株式１株につき、500円（但し、Ｂ種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下「Ｂ種残余財産分配額」という。）を支払う。なお、Ｂ種残余財産分配額に、各Ｂ種種類株主の保有に係るＢ種種類株式の数を乗じた金額に１円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

② 非参加条項

Ｂ種種類株主等に対して、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 優先順位

Ａ種種類株式、Ｂ種種類株式、Ｃ種種類株式及びＤ種種類株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

① 普通株式対価取得請求権

Ｂ種種類株主は、平成27年２月７日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記②に定める数の普通株式の交付と引換えに、その有するＢ種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとする（以下「普通株式対価取得請求」という。）。

当社は、当該普通株式対価取得請求に係るＢ種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該Ｂ種種類株主に対して普通株式を交付するものとする。

② Ｂ種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

Ｂ種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るＢ種種類株式の数にＢ種残余財産分配額（但し、Ｂ種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を取得価額で除して得られる数とする。また、普通株式対価取得請求に係るＢ種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に１株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第３項に定める金銭の交付は行わない。

③ 取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
三井住友信託銀行株式会社　証券代行部

④ 取得請求の方法

Ｂ種種類株式の取得請求をしようとするＢ種種類株主は、当社の定める取得請求書に、当該取得請求に係るＢ種種類株式の数その他必要事項を記載したうえ、上記③に記載する取得請求受付場所に提出しなければならない。

⑤ 取得請求の効力発生

Ｂ種種類株式の取得の効力は、取得請求書が上記③に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生し、当社は、Ｂ種種類株式を取得し、当該取得請求をしたＢ種種類株主は、当社がそのＢ種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。

⑥ 普通株式の交付方法

当社は、Ｂ種種類株式の取得の効力発生後、当該取得請求をしたＢ種種類株主に対して、当該Ｂ種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

(6) 金銭を対価とする取得請求権

① 金銭対価取得請求権

Ｂ種種類株主は、毎年７月１日から７月31日までの間に当社に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、その直後に到来する９月１日（以下「金銭対価取得請求日」という。）において、法令に従い、当社に対して、下記②に定める額の金銭の交付と引換えに、その有するＢ種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとする（以下、「金銭対価取得請求」という。）。

当社は、当該金銭対価取得請求に係るＢ種種類株式の取得と引換えに、法令の許容する範囲内において、当該Ｂ種種類株主に対して金銭を交付するものとする。

但し、Ｂ種種類株式及びその他の種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額の総額が、「取得請求限度額（下記②において定義される。）」又は法令の許容する額のいずれか低い金額を超える場合には、当社が取得すべきＢ種種類株式は、当該金銭対価取得請求日に金銭対価取得請求がなされたＢ種種類株式及び他の種類株式の株式数にそれぞれの種類株式の残余財産分配額を乗じた金額に応じた比例按分の方法により決定するものとし、かかる方法に従い取得されないことが決定したＢ種種類株式については、金銭対価取得請求がなされなかったものとみなす。

② Ｂ種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額

当社は、Ｂ種種類株式を取得するのと引換えに、Ｂ種種類株式１株につき、Ｂ種種類株式１株当たりのＢ種残余財産分配額（但し、Ｂ種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、Ｂ種期末配当金の額を当該金銭対価取得請求日の属する事業年度の初日から当該金銭対価取得請求日までの日数（初日及び取得日を含む。）で日割計算した額（１円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。）を加算した額の金銭を支払う。但し、金銭対価取得請求日の属する事業年度において、Ｂ種種類株主等に対してＢ種中間配当金が支払われているときは、その額を控除する。

また、Ｂ種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の総額は、「取得請求限度額（以下に定義される。）」を上限とし、かつ法令の許容する額の範囲内とする。

「取得請求限度額」は、当社の前事業年度末における分配可能額から、前事業年度に係る各種類株式の期末配当金の支払総額を控除した金額に70.0%を乗じた額とする。

③ 取得請求受付場所

東京都中央区新富二丁目14番４号
第一中央汽船株式会社

④ 取得請求の方法

Ｂ種種類株式の取得請求をしようとするＢ種種類株主は、当社の定める取得請求書に、当該取得請求に係るＢ種種類株式の数その他必要事項を記載したうえ、上記③に記載する取得請求受付場所に提出しなければならない。

⑤ 取得請求の効力発生

Ｂ種種類株式の取得の効力は、取得請求書が上記③に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

(7) 譲渡制限

Ｂ種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

7　Ｃ種種類株式の内容は次のとおりであります。

(1) 単元株式数は1,000株とする。

(2) 議決権

① 株主総会の議決権

Ｃ種種類株式を有する株主（以下「Ｃ種種類株主」という。）は、株主総会において議決権を有しない。

② 種類株主総会の議決権

当社が、会社法第322条第１項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、Ｃ種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。また、当社が、Ｃ種種類株式の募集事項の決定又はその委任を行う場合においては、Ｃ種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(3) 剰余金の配当

① Ｃ種期末配当金

当社は、剰余金の期末配当を行うときは、当該剰余金の期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録されたＣ種種類株主又はＣ種種類株式の登録株式質権者（Ｃ種種類株主と併せて以下「Ｃ種種類株主等」と

いう。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（普通株主と併せて以下「普通株主等」という。）に先立ち、Ｃ種種類株式１株につき、Ｃ種種類株式１株当たりの下記(4)①に定めるＣ種残余財産分配額（但し、Ｃ種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記②に定める配当年率（以下「Ｃ種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（以下「Ｃ種期末配当金」という。）の配当を行う。但し、当該基準日の属する事業年度においてＣ種種類株主等に対して下記③に定めるＣ種中間配当金を支払ったときは、その額を控除する。なお、Ｃ種期末配当金に、各Ｃ種種類株主等の保有に係るＣ種種類株式の数を乗じた金額に１円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

② Ｃ種優先配当年率

Ｃ種優先配当年率は、5.00%とする。

③ Ｃ種中間配当金

当社は、剰余金の中間配当を行うときは、当該剰余金の中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録されたＣ種種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、Ｃ種種類株式１株につき、Ｃ種期末配当金の額の２分の１を上限とする金銭の剰余金（以下「Ｃ種中間配当金」という。）の配当を行う。

④ 非参加条項

Ｃ種種類株主等に対して、Ｃ種期末配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第８号ロ若しくは同法第760条第７号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

⑤ 非累積条項

ある事業年度においてＣ種種類株主等に対して行う剰余金の配当の額がＣ種期末配当金の額に達しないとき、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

⑥ 優先順位

Ａ種種類株式、Ｂ種種類株式、Ｃ種種類株式及びＤ種種類株式の剰余金の配当（累積未払Ｄ種優先配当金の配当を含む）の支払順位は、同順位とする。

(4) 残余財産の分配

① 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、Ｃ種種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、Ｃ種種類株式１株につき、500円（但し、Ｃ種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下「Ｃ種残余財産分配額」という。）を支払う。なお、Ｃ種残余財産分配額に、各Ｃ種種類株主の保有に係るＣ種種類株式の数を乗じた金額に１円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

② 非参加条項

Ｃ種種類株主等に対して、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 優先順位

Ａ種種類株式、Ｂ種種類株式、Ｃ種種類株式及びＤ種種類株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

(5) 金銭を対価とする取得請求権

① 金銭対価取得請求権

Ｃ種種類株主は、毎年７月１日から７月31日までの間に当社に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、その直後に到来する９月１日（以下「金銭対価取得請求日」という。）において、法令に従い、当社に対して、下記②に定める額の金銭の交付と引換えに、その有するＣ種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとする（以下、「金銭対価取得請求」という。）。

当社は、当該金銭対価取得請求に係るＣ種種類株式の取得と引換えに、法令の許容する範囲内において、当該Ｃ種種類株主に対して金銭を交付するものとする。

但し、Ｃ種種類株式及びその他の種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額の総額が、「取得請求限度額（下記②において定義される。）」又は法令の許容する額のいずれか低い金額を超える場合には、当社が取得すべきＣ種種類株式は、当該金銭対価取得請求日に金銭対価取得請求がなされたＣ種種類株式及び他の種類株式の株式数にそれぞれの種類株式の残余財産分配額を乗じた金額に応じた比例按分の方法により決定するものとし、かかる方法に従い取得されないことが決定したＣ種種類株式については、金銭対価取得請求がなされなかったものとみなす。

② Ｃ種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額

当社は、Ｃ種種類株式を取得するのと引換えに、Ｃ種種類株式１株につき、Ｃ種種類株式１株当たりのＣ種残余財産分配額（但し、Ｃ種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、Ｃ種期末配当金の額を当該金銭対価取得請求日の属する事業年度の初日から当該金銭対価取得請求日までの日数（初日及び取得日を含む。）で日割計算した額（１円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。）を加算した額の金銭を支払う。但し、金銭対価取得請求日の属する事業年度において、Ｃ種種類株主等に対してＣ種中間配当金が支払われているときは、その額を控除する。

また、Ｃ種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の総額は、「取得請求限度額（以下に定義される。）」を上限とし、かつ法令の許容する額の範囲内とする。

「取得請求限度額」は、当社の前事業年度末における分配可能額から、前事業年度に係る各種類株式の期末配当金の支払総額を控除した金額に70.0%を乗じた額とする。

③ 取得請求受付場所
東京都中央区新富二丁目14番４号
第一中央汽船株式会社
④ 取得請求の方法
Ｃ種種類株式の取得請求をしようとするＣ種種類株主は、当社の定める取得請求書に、当該取得請求に係るＣ種種類株式の数その他必要事項を記載したうえ、上記③に記載する取得請求受付場所に提出しなければならない。
⑤ 取得請求の効力発生
Ｃ種種類株式の取得の効力は、取得請求書が上記③に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。
(6) 譲渡制限
Ｃ種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。
8　Ｄ種種類株式の内容は次のとおりであります。
(1) 単元株式数は１株とする。
(2) 議決権
① 株主総会の議決権
Ｄ種種類株式を有する株主（以下「Ｄ種種類株主」という。）は、株主総会において議決権を有しない。
② 種類株主総会の議決権
Ｄ種種類株主は、当社のＤ種種類株主を構成員とする種類株主総会において、Ｄ種種類株式１株につき１個の議決権を有する。
(3) 剰余金の配当
① Ｄ種期末配当金
当社は、剰余金の期末配当を行うときは、当該剰余金の期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録されたＤ種種類株主又はＤ種種類株式の登録株式質権者（Ｄ種種類株主と併せて以下「Ｄ種種類株主等」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（普通株主と併せて以下「普通株主等」という。）に先立ち、Ｄ種種類株式１株につき、Ｄ種種類株式１株当たりの払込金額相当額（但し、Ｄ種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記②に定める配当年率（以下「Ｄ種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（以下「Ｄ種期末配当金」という。）の配当を行う。但し、当該基準日の属する事業年度においてＤ種種類株主等に対して下記③に定めるＤ種中間配当金を支払ったときは、その額を控除する。なお、Ｄ種期末配当金に、各Ｄ種種類株主等の保有に係るＤ種種類株式の数を乗じた金額に１円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
② Ｄ種優先配当年率
Ｄ種優先配当年率は、2.00%とする。
③ Ｄ種中間配当金
当社は、剰余金の中間配当を行うときは、当該剰余金の中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録されたＤ種種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、Ｄ種種類株式１株につき、Ｄ種期末配当金の額の２分の１を上限とする金銭の剰余金（以下「Ｄ種中間配当金」という。）の配当を行う。
④ 非参加条項
Ｄ種種類株主等に対して、Ｄ種期末配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第８号ロ若しくは同法第760条第７号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
⑤ 累積条項
ある事業年度においてＤ種種類株主等に対して行う剰余金の配当の額がＤ種期末配当金の額に達しないとき、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（以下「累積未払Ｄ種優先配当金」という。）については、Ｄ種種類株主等に対して、普通株主等に対する剰余金の配当及びＤ種種類株主等に対するＤ種期末配当金及びＤ種中間配当金の額の支払いに先立ち、これを支払う。
⑥ 優先順位
Ｄ種種類株式の剰余金の配当(累積未払Ｄ種優先配当金の配当を含む。)の支払順位は、Ａ種種類株式、Ｂ種種類株式及びＣ種種類株式と同順位とする。
(4) 残余財産の分配
① 残余財産の分配
当社は、残余財産を分配するときは、Ｄ種種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、Ｄ種種類株式１株につき、Ｄ種種類株式１株当たりの払込金額相当額（但し、Ｄ種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭（以下「Ｄ種残余財産分配額」という。）を支払う。なお、Ｄ種残余財産分配額に、各Ｄ種種類株主の保有に係るＤ種種類株式の数を乗じた金額に１円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
② 非参加条項
Ｄ種種類株主等に対して、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。
③ 優先順位
Ｄ種種類株式の残余財産の分配の支払順位は、Ａ種種類株式、Ｂ種種類株式及びＣ種種類株式と同順位とする。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

① 普通株式対価取得請求権

D種種類株主は、平成26年11月７日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記②に定める数の普通株式の交付と引換えに、その有するD種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとする（以下「普通株式対価取得請求」という。）。但し、D種種類株主は、平成26年11月７日以降平成27年２月６日までの間は、取得価額の合計額が累計で47億円を超えない限度においてのみ、普通株式対価取得請求をすることができるものとする。

当社は、当該普通株式対価取得請求に係るD種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該D種種類株主に対して普通株式を交付するものとする。

② D種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

D種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るD種種類株式の数に払込金額相当額（但し、D種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を取得価額で除して得られる数とする。また、普通株式対価取得請求に係るD種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に１株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第３項に定める金銭の交付は行わない。

③ 取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
三井住友信託銀行株式会社　証券代行部

④ 取得請求の方法

D種種類株式の取得請求をしようとするD種種類株主は、当社の定める取得請求書に、当該取得請求に係るD種種類株式の数その他必要事項を記載したうえ、上記③に記載する取得請求受付場所に提出しなければならない。

⑤ 取得請求の効力発生

D種種類株式の取得の効力は、取得請求書が上記③に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生し、当社は、D種種類株式を取得し、当該取得請求をしたD種種類株主は、当社がそのD種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。

⑥ 普通株式の交付方法

当社は、D種種類株式の取得の効力発生後、当該取得請求をしたD種種類株主に対して、当該D種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

(6) 金銭を対価とする取得請求権

① 金銭対価取得請求権

D種種類株主は、毎年７月１日から７月31日までの間に当社に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、その直後に到来する９月１日（以下「金銭対価取得請求日」という。）において、法令に従い、当社に対して、下記②に定める額の金銭の交付と引換えに、その有するD種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとする（以下、「金銭対価取得請求」という。）。

当社は、当該金銭対価取得請求に係るD種種類株式の取得と引換えに、法令の許容する範囲内において、当該D種種類株主に対して金銭を交付するものとする。

但し、D種種類株式及びその他の種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額の総額が、「取得請求限度額（下記②において定義される。）」又は法令の許容する額のいずれか低い金額を超える場合には、当社が取得すべきD種種類株式は、当該金銭対価取得請求日に金銭対価取得請求がなされたD種種類株式及び他の種類株式の株式数にそれぞれの種類株式の残余財産分配額を乗じた金額に応じた比例按分の方法により決定するものとし、かかる方法に従い取得されないことが決定したD種種類株式については、金銭対価取得請求がなされなかったものとみなす。

② D種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額

当社は、D種種類株式を取得するのと引換えに、D種種類株式１株につき、D種種類株式１株当たりのD種残余財産分配額（但し、D種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）及び累積未払D種優先配当金の合計額に、D種期末配当金を当該金銭対価取得請求日の属する事業年度の初日から当該金銭対価取得請求日までの日数（初日及び取得日を含む。）で日割計算した額（１円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。）を加算した額の金銭を支払う。但し、金銭対価取得請求日の属する事業年度において、D種種類株主等に対してD種中間配当金が支払われているときは、その額を控除する。

また、D種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の総額は、「取得請求限度額（以下に定義される。）」を上限とし、かつ法令の許容する額の範囲内とする。

「取得請求限度額」は、当社の前事業年度末における分配可能額から、前事業年度に係る各種類株式の期末配当金及び累積未払D種優先配当金の支払総額を控除した金額に70.0%を乗じた額とする。

③ 取得請求受付場所

東京都中央区新富二丁目14番４号
第一中央汽船株式会社

④ 取得請求の方法

D種種類株式の取得請求をしようとするD種種類株主は、当社の定める取得請求書に、当該取得請求に係るD種種類株式の数その他必要事項を記載したうえ、上記③に記載する取得請求受付場所に提出しなければならない。

⑤ 取得請求の効力発生

D種種類株式の取得の効力は、取得請求書が上記③に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

(7) 譲渡制限

D種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第３四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等（D種種類株式）に係る普通株式対価取得請求権が、以下のとおり行使されました。

	第３四半期会計期間 (平成26年10月１日から 平成26年12月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	3,229,680
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	59,808,886
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	54
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	―
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	3,229,680
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	59,808,886
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	54
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	―

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(千株)	発行済株式総数残高(千株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成26年10月１日～ 平成26年12月31日	59,808	363,258	―	28,958	―	―

(注) D種種類株式に係る取得請求権の行使により普通株式が59,808千株増加しております。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第３四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種種類株式 31,400,000	―	(注) 1
	D種種類株式 8,500,000	―	
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 7,533,000	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 255,131,000	255,131	―
単元未満株式	普通株式 885,171	―	―
発行済株式総数	303,449,171	―	―
総株主の議決権	―	255,131	―

(注) 1 A種種類株式及びD種種類株式の内容は「１ 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ② 発行済株式」の注記に記載しております。

2 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の普通株式の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ4,000株(議決権４個)及び610株含まれております。

3 「単元未満株式」の普通株式の欄には、自己株式687株が含まれております。

4 当第３四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年９月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

② 【自己株式等】

平成26年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 第一中央汽船株式会社	東京都中央区新富二丁目14番４号	7,533,000	―	7,533,000	2.48
計	―	7,533,000	―	7,533,000	2.48

２ 【役員の状況】

該当事項はありません。

第４ 【経理の状況】

１．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)及び「海運企業財務諸表準則」（昭和29年運輸省告示第431号）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第３四半期連結会計期間(平成26年10月１日から平成26年12月31日まで)及び第３四半期連結累計期間(平成26年４月１日から平成26年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第３四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第３四半期連結累計期間 (自 平成25年４月１日 至 平成25年12月31日)	当第３四半期連結累計期間 (自 平成26年４月１日 至 平成26年12月31日)
売上高	124,745	119,595
売上原価	126,410	122,551
売上総損失（△）	△1,664	△2,955
一般管理費	3,500	3,622
営業損失（△）	△5,165	△6,578
営業外収益		
受取利息	2	1
受取配当金	23	22
持分法による投資利益	176	218
為替差益	960	1,581
その他	77	68
営業外収益合計	1,241	1,894
営業外費用		
支払利息	1,508	1,651
その他	565	549
営業外費用合計	2,073	2,201
経常損失（△）	△5,998	△6,885
特別利益		
固定資産売却益	1,266	1,279
投資有価証券売却益	367	93
特別修繕引当金戻入額	41	-
訴訟損失引当金戻入額	-	5,763
内航船舶建造権売却益	66	-
用船契約解約金	-	91
その他	47	-
特別利益合計	1,789	7,227
特別損失		
訴訟損失引当金繰入額	5,937	-
用船契約解約金	1,744	306
関係会社整理損	22	-
特別損失合計	7,704	306
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失（△）	△11,913	35
法人税、住民税及び事業税	246	562
法人税等調整額	34	6
法人税等合計	281	568
少数株主損益調整前四半期純損失（△）	△12,194	△533
少数株主利益	61	49
四半期純損失（△）	△12,256	△583

【四半期連結包括利益計算書】

【第３四半期連結累計期間】

（単位：百万円）

	前第３四半期連結累計期間 (自　平成25年４月１日 至　平成25年12月31日)	当第３四半期連結累計期間 (自　平成26年４月１日 至　平成26年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純損失（△）	△12,194	△533
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△86	△13
繰延ヘッジ損益	909	△1,139
為替換算調整勘定	△11	19
持分法適用会社に対する持分相当額	68	9
その他の包括利益合計	880	△1,124
四半期包括利益	△11,314	△1,657
（内訳）		
親会社株主に係る四半期包括利益	△11,372	△1,705
少数株主に係る四半期包括利益	58	48

(2) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年３月31日)	当第３四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	20,598	14,170
受取手形及び営業未収金	10,434	12,190
有価証券	15	15
貯蔵品	7,994	6,970
繰延及び前払費用	3,821	4,441
代理店債権	2,483	2,372
繰延税金資産	41	14
その他	5,945	3,726
貸倒引当金	△44	△92
流動資産合計	51,291	43,808
固定資産		
有形固定資産		
船舶（純額）	98,175	90,065
その他（純額）	938	964
建設仮勘定	4,392	4,280
有形固定資産合計	103,506	95,310
無形固定資産	51	40
投資その他の資産		
投資有価証券	1,453	1,160
繰延税金資産	129	120
その他	4,191	3,924
貸倒引当金	△42	△186
投資その他の資産合計	5,731	5,018
固定資産合計	109,289	100,369
資産合計	160,580	144,178

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年３月31日)	当第３四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	11,916	10,396
1年内償還予定の社債	310	310
短期借入金	31,252	28,239
未払法人税等	234	450
繰延税金負債	601	50
前受金	1,698	1,298
賞与引当金	212	76
その他	4,268	3,553
流動負債合計	50,493	44,375
固定負債		
社債	4,980	4,380
長期借入金	78,272	68,643
リース債務	2,665	1,771
繰延税金負債	816	789
役員退職慰労引当金	22	10
特別修繕引当金	1,530	1,403
訴訟損失引当金	5,763	-
退職給付に係る負債	1,142	929
その他	1,111	1,255
固定負債合計	96,305	79,184
負債合計	146,799	123,560
純資産の部		
株主資本		
資本金	28,958	28,958
資本剰余金	16,495	-
利益剰余金	△26,958	△2,546
自己株式	△4,706	△4,707
株主資本合計	13,788	21,704
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	123	112
繰延ヘッジ損益	420	△718
為替換算調整勘定	△1,623	△1,595
その他の包括利益累計額合計	△1,078	△2,201
少数株主持分	1,071	1,114
純資産合計	13,781	20,618
負債純資産合計	160,580	144,178

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社グループは、不定期船航路を中心とする海上運送事業を行っており、当社を中心として国外及び国内の輸送事業を展開しておりますが、外航海運市況の低迷が想定より長期化しているため、前連結会計年度に続き、当第３四半期連結累計期間におきましても65億78百万円の営業損失、68億85百万円の経常損失となり、後述のとおり訴訟損失引当金戻入額57億63百万円を計上したものの５億83百万円の四半期純損失となりました。この長期の業績の低迷の要因は、海運市況が継続して低迷し、収益が圧迫されているためであり、市況対比割高なコストの用船契約の解約や保有船舶の売却等による適正な船隊規模への縮小を進めつつも、現在の海運市況の低迷が今後も続き、経営改善策が順調に進まなければ、営業損失が継続し、その結果資金繰りにも懸念が生じるおそれがあります。

そのため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

そこで、当社グループは、このような事象又は状況を解消又は改善すべく、平成24年11月に発表した中期経営計画の目標を受け継ぐ新たな中期経営計画を平成26年３月に策定し、次のとおり現在順次取り進めております。

(1) 市況リスクの低減のための施策

①用船契約の解約等による船隊の縮小

②小型船型へウェイトシフト及び中長期の貨物契約、貸船契約獲得による市況リスクの低減

大型船型の外航海運市況並びに中古船の売買市況が回復した局面では、市況リスクの低減を図るべく、今後も新規の中長期貸船契約の成約による収入の固定化、保有船舶の売却及び用船契約の解約等を継続して実施しており、本年１月に大型船１隻の引き渡しを完了し、本年２月には大型船１隻および小型船１隻の引き渡しを完了しております。

(2) コスト削減策の強化及び継続

①減速運航の強化による燃料消費量削減の継続

②一般管理費削減の継続

③船用品・潤滑油等の船費の削減の継続

④港費等の運航費削減の継続

なお、当社グループの近海不定期船事業の第一中央近海株式会社への事業集約につきましては平成26年４月１日付にて完了し、さらに第三者割当による総額85億円のＤ種種類株式の発行による資本増強につきましても平成26年７月８日に実行しております。

また、平成22年６月21日（現地時間）に提起されていた「オーシャン・ビクトリー」号の全損に関する訴訟については、平成25年７月30日（現地時間）に出された第一審判決の不当性を、英国控訴院における控訴審（以下、第二審）で訴えておりましたが、平成27年１月22日（現地時間）に当社の控訴を認容し第一審判決を取り消す第二審判決が言い渡されました。

これに伴い、第一審判決に基づき計上した訴訟損失引当金の計上根拠が消滅したため、同引当金を取り崩し、訴訟損失引当金戻入額57億63百万円を特別利益に計上しております。なお、当該訴訟の詳細は「（追加情報） 訴訟事件の判決」に記載しております。

以上これらの対応策を順次取り進めておりますが、未だ長期化している海運市況の低迷による影響を受け、市況対比割高なコストの用船契約の解約や保有船舶の売却等、船腹量の適正規模への修正の途上であり、収益の改善には未だ至っておらず、現時点においても継続企業の前提に関し重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第３四半期連結累計期間 (自　平成26年４月１日　至　平成26年12月31日)
(1) 連結の範囲の重要な変更 Osprey Maritime Co.,S.A.は、当第３四半期連結会計期間に清算結了したため、連結の範囲から除外しております。 (2) 持分法適用の範囲の重要な変更 S.D. Shipping (Panama) S.A.は、第２四半期連結会計期間に清算結了したため、また、Belo Maritime Transport S.A.は、当第３四半期連結会計期間に清算結了したため、持分法の適用の範囲から除外しております。

（追加情報）

当第３四半期連結累計期間 （自　平成26年４月１日　至　平成26年12月31日）
（訴訟事件の判決） 当社が荷主との間で締結した航海用船契約（貨物輸送契約）によって委託を受けた鉄鉱石の海上運送のため、中国北京市のChina National Chartering Co.Ltd. 社（当時の社名China National Chartering Corp.社、以下、「船主」という）から一航海限りで定期用船した貨物船「オーシャン・ビクトリー」号が、平成18年10月24日、荷揚港の鹿島港外にて坐礁、その後、平成18年12月27日に全損になったことに伴い、船主が、定期用船者である当社に対して、定期用船契約で定められた、安全港、安全岸壁提供に関する不履行があると主張し、平成22年６月21日付けで英国高等法院（以下、第一審裁判所）に、同船の全損に係わる損害賠償請求訴訟（米貨約１億42百万ドル、並びに金利及び訴訟費用）を提起しました。 平成25年７月30日（現地時間）、第一審裁判所は、船主に対する損害賠償金１億37百万ドル（165億92百万円）及びこれに対する金利28百万ドル（34億93百万円）並びに訴訟費用の支払いを命じる判決を言い渡したものの、当社はこの判決を不服として直ちに英国控訴院（以下、第二審裁判所）に対し控訴し、当社には定期用船契約上の不履行はないとして争ってまいりました。 平成27年１月22日（現地時間）、第二審裁判所は、当社の控訴を認容して第一審判決を取り消し、船主に対して、当社が本件訴訟に費やした訴訟費用を支払うよう命じました。本判決に対して、船主は、英国最高裁判所に上告の許可を申し入れることができます。 これに伴い、当社は、平成27年３月期第３四半期連結会計期間において、第一審判決に基づき計上した訴訟損失引当金について、第二審の判決を精査するとともに、専門家の見解を踏まえ慎重に検討した結果、計上根拠が消滅したため、同引当金を取り崩し、訴訟損失引当金戻入額57億63百万円を特別利益に計上しております。 （財務制限条項） 当社及び当社の連結子会社は、設備資金調達並びに運転資金調達のため借入契約（借入金のうち385億96百万円）及びコミットメントライン契約（契約総額50億円、借入未実行）を締結しております。当該契約には財務制限条項があり、その内容は次のとおりであります。これらの条項に抵触した場合、当該債務の一括返済を求められる可能性があります。 １．設備資金調達 (1) ㈱三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローン契約（借入残高107億23百万円）のうち、借入残高32億26百万円に係る財務制限条項 平成26年３月期末日以降（当該事業年度末日を含む）、各事業年度末日における連結損益計算書及び当社の単体の損益計算書に記載される経常損益を２期連続して損失としないこと。 (2) ㈱三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローン契約（借入残高107億23百万円）のうち、借入残高74億97百万円に係る財務制限条項 ① 平成26年３月期末日以降（当該事業年度末日を含む）、各事業年度末日における連結損益計算書及び当社の単体の損益計算書に記載される経常損益を２期連続して損失としないこと。 ② 平成27年３月期末日以降（当該事業年度末日を含む）、各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を159億円以上に維持すること。 ③ 平成26年３月期第２四半期会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を153億円以上に、平成27年３月期第２四半期会計期間末日以降（当該会計期間末日を含む）、各第２四半期会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を159億円以上に維持すること。 (3) ㈱三井住友銀行との借入契約（借入残高177億73百万円）に係る財務制限条項 ① 2014年３月期以降各年３月期における連結損益計算書及び当社の単体の損益計算書に記載される経常損益を２期連続してマイナスにしないこと。 ② 2015年３月期以降各年３月期における連結純資産の部の金額を159億円以上に維持すること。 (4) 三井住友信託銀行㈱をアレンジャーとするシンジケートローン契約（借入残高100億99百万円）に係る財務制限条項 当社は2015年３月期（当該事業年度末日を含む）以降、各第２四半期末及び本決算期末における連結純資産の部の金額を159億円以上に維持するものとする。 ２．運転資金調達 ㈱三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケーション方式によるコミットメントライン契約（コミットメント総額50億円、借入未実行）に係る財務制限条項 ① 平成27年３月期第２四半期会計期間末日において、連結貸借対照表における純資産の部の合計を150億円以上に維持すること。 ② 平成27年３月期第３四半期会計期間末日において、連結貸借対照表における純資産の部の合計を150億円以上に維持すること。

(四半期連結損益計算書関係)

注記事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務

他の債務者の金融機関等からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

前連結会計年度 (平成26年３月31日)		当第３四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)	
Westralian Bulk Charter Services Pty Ltd.	494百万円	Westralian Bulk Charter Services Pty Ltd.	330百万円
従業員持家制度	148 〃	従業員持家制度	108 〃
計	642百万円		438百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第３四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第３四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第３四半期連結累計期間 (自　平成25年４月１日 至　平成25年12月31日)	当第３四半期連結累計期間 (自　平成26年４月１日 至　平成26年12月31日)
減価償却費	5,038百万円	5,743百万円

(株主資本等関係)

前第３四半期連結累計期間(自 平成25年４月１日 至 平成25年12月31日)

１.配当金支払額

該当事項はありません。

２.基準日が当第３四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第３四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３.株主資本の著しい変動

当社は、平成25年６月28日付で、株式会社商船三井他４社から第三者割当増資の払込を受けました。この結果、当第３四半期連結累計期間において、資本金が82億円、資本準備金が82億円増加し、当第３四半期連結会計期間末において、資本金が289億58百万円、資本剰余金が164億95百万円となっております。

当第３四半期連結累計期間(自 平成26年４月１日 至 平成26年12月31日)

１.配当金支払額

該当事項はありません。

２.基準日が当第３四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第３四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３.株主資本の著しい変動

当社は、平成26年７月８日付で第三者割当増資の払込を受け、資本金が42億50百万円、資本準備金が42億50百万円増加し、会社法第447条第１項乃至第３項及び第448条第１項乃至第３項の規定に基づき、株式の発行と同時に資本金を42億50百万円、資本準備金を42億50百万円減少し、平成26年６月27日開催の定時株主総会の決議により、会社法第452条の規定に基づき剰余金の処分を行い、欠損を填補いたしました。

また、同定時株主総会の決議により、会社法第448条第１項の規定に基づき、資本準備金164億93百万円及び利益準備金10億75百万円を減少させ、資本準備金についてはその他資本剰余金に、利益準備金については繰越利益剰余金に振り替えております。さらに、その他資本剰余金164億95百万円を減少させ、繰越利益剰余金に振り替えております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

Ⅰ　前第３四半期連結累計期間(自　平成25年４月１日 至 平成25年12月31日)

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他（注１）	合計	調整額（注２）	四半期連結損益計算書計上額（注３）
	外航海運業	内航海運業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	112,979	8,351	121,330	3,415	124,745	―	124,745
セグメント間の内部売上高又は振替高	―	7	7	673	681	△681	―
計	112,979	8,358	121,337	4,089	125,426	△681	124,745
セグメント利益又は損失（△）	△5,923	478	△5,445	277	△5,168	2	△5,165

(注１)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、船舶管理業等の海運附帯事業、船用品等商品販売業、不動産賃貸業等を含んでおります。

(注２)全てセグメント間取引消去によるものであります。

(注３)セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業損失(△)と調整を行っております。

２．報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

Ⅱ　当第３四半期連結累計期間(自　平成26年４月１日 至 平成26年12月31日)

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他（注１）	合計	調整額（注２）	四半期連結損益計算書計上額（注３）
	外航海運業	内航海運業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	107,141	8,152	115,294	4,300	119,595	―	119,595
セグメント間の内部売上高又は振替高	―	4	4	617	622	△622	―
計	107,141	8,157	115,299	4,918	120,217	△622	119,595
セグメント利益又は損失（△）	△7,349	422	△6,926	345	△6,580	2	△6,578

(注１)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、船舶管理業等の海運附帯事業、船用品等商品販売業、不動産賃貸業等を含んでおります。

(注２)全てセグメント間取引消去によるものであります。

(注３)セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業損失(△)と調整を行っております。

２．報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(１株当たり情報)

１株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第３四半期連結累計期間 (自　平成25年４月１日 至　平成25年12月31日)	当第３四半期連結累計期間 (自　平成26年４月１日 至　平成26年12月31日)
１株当たり四半期純損失金額	47円87銭	2円19銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額　(百万円)	12,256	583
普通株主に帰属しない金額　(百万円)	――	――
普通株式に係る四半期純損失金額　(百万円)	12,256	583
普通株式の期中平均株式数　(株)	256,035,849	266,867,820
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	――	７月８日発行のＤ種種類株式 なお、概要は「第３　提出会社の状況、(1)株式の総数等」に記載の通りであります。

(注) 潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、１株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

保有船舶の譲渡

売船益及び余剰資金を確保するとともに、船隊規模を縮小することによって市況変動リスクを回避するため、当社および連結子会社保有船舶３隻につき、次のとおり、海外の第三者法人に、帳簿価額を上回る価格にて譲渡いたしました。

譲渡資産	譲渡価額	引渡日
撒積船	41百万米ドル	平成27年１月13日
撒積船	45百万米ドル	平成27年２月３日
撒積船	11百万米ドル	平成27年２月９日

２ 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年２月12日

第一中央汽船株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桃　木　秀　一　　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤　井　淳　一　　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている第一中央汽船株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の第３四半期連結会計期間（平成26年10月１日から平成26年12月31日まで）及び第３四半期連結累計期間（平成26年４月１日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結貸借対照表及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、第一中央汽船株式会社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第３四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度に続き、当第３四半期連結累計期間においても営業損失6,578百万円、経常損失6,885百万円、四半期純損失583百万円を計上している。その結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については、当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。